

第 1 章

計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

近年、経済社会のグローバル化、高齢化社会の到来や高度情報化の進展など、消費者を取り巻く環境が大きく変化しています。コンビニエンスストアにおいて公共料金の支払いなど様々な手続きが可能となったことやインターネットを活用した商取引など、私たちの消費生活は、ますます便利で豊かになっています。

しかし、その一方では、高齢者や若者を標的とした消費者トラブルが増加し、また、食品の偽装表示や製品の事故情報の隠匿等による事業者の不祥事が続発しており、消費者の不安・不信は一層、高まっています。

このような中、国においては、平成21年9月に消費者行政を一元化し、消費者の利益を守るための新しい組織として消費者庁が設置され、消費者が主役となる社会を実現する国民本位の行政への転換が図られることになりました。

本県においても、こうした消費者を取り巻く状況の変化や国の動きに対応し、消費生活に関する施策について総合的・計画的に推進していくため、「愛知県消費者行政推進計画」（以下「推進計画」という。）を新たに策定するものです。

2 基本理念

安心して安全で豊かな消費生活を営むことは、消費者の権利です。このため、行政は消費者の権利の尊重と自立支援を基調とした施策を推進し、事業者はこれに協力するとともに、安全な商品・サービスの供給、品質等の向上や消費者契約の適正化等により消費者の信頼を確保することが求められます。一方、消費者は消費生活において自主的かつ合理的に行動することが求められています。これら行政、事業者及び消費者の相互の信頼を基調とし、連携することによって、「消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現」を推進計画の基本理念とします。

3 推進計画の基本的性格

この推進計画は、本県における消費生活に関する施策について、総合的かつ計画的に推進していくための指針とします。

4 計画期間

平成22年度から26年度までの5年間とします。

5 進行管理

(1) 愛知県消費生活審議会による確認・評価

県は、毎年度、推進計画の進捗状況を愛知県消費生活審議会へ報告し、審議会は、その状況についての確認・評価を行います。県は、その結果を受けて、施策への反映に努めます。

(2) 諸情勢の変化に伴う推進計画の見直し

消費者を取り巻く状況の変化や国の動向も見極め、迅速かつ効果的な施策の推進を図るため、必要がある場合は、審議会の意見を踏まえて、推進計画の見直しを行うものとしませんが、特に、第4章に掲載した「短期集中的に取り組む施策」は、計画期間中盤の平成24年度に実施状況の点検を行い、見直しを行います。

(3) 県民への情報提供

推進計画について県民への周知を図るとともに、毎年度、施策の進捗状況を公表します。

6 他の計画との関係

この推進計画は、本県の2010年から2015年の6年間の地域づくりの羅針盤となる「政策指針2010-2015」に沿った消費生活に関する施策の全体像を示すものです。

また、消費生活に関わる県政の様々な分野における計画との連携を図り、これらの計画と一体となって施策の総合的・計画的な推進を図るものです。

